



薬生発0603第9号  
令和4年6月3日

各〔都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長〕殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長  
(公印省略)

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令の施行について

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第92号。以下「改正省令」という。）が、令和4年6月3日に公布され、同日施行されましたので、下記にご留意の上、貴管内市町村、関係団体等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏のないようお願いいたします。

なお、同旨の通知を一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長及び一般社団法人日本化学品輸出入協会会長宛てに発出することとしている旨、申し添えます。

記

#### 第1 改正の趣旨について

毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号。以下「令」という。）第40条の9の規定に基づき、毒物又は劇物の譲渡の際には、毒物劇物営業者から譲受人へ、当該毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報を提供しなければならないとされており、同条の規定に基づく情報の提供方法については、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号。以下「規則」という。）第13条の11において、文書以外に磁気ディスクの交付等であって、譲受人が承諾した方法での交付を可能としているところである。

近年のデジタル技術の発展等により、インターネットにアクセスして当該化学物質の成分や含量等を記した安全データシート（以下「SDS」という。）等を確認することも容易となっているため、SDS等の提

供方法について、今般、所要の改正を行った。

## 第2 改正の内容について

### 1 SDS等による通知方法の柔軟化（規則第13条の11関係）

令第40条の9の規定による通知の方法として、相手方の承諾を要件とせず、電子メールの送信や、通知事項が記載されたホームページのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を伝達し閲覧を求めること等による方法を新たに認めるもの。

### 2 施行期日

公布日から施行する。

## 第3 細部事項

1 電子メールの送信によりSDS等を交付する場合は、送信先の電子メールアドレスを事前に確認する等により確実に相手方に伝達できるよう留意すること。

2 ホームページ上のSDS等をアドレスの伝達により閲覧を求める場合には、譲受人においてSDS等を容易に確認可能なウェブページのURLとすること。例えば、企業のトップページなど、当該物質のSDS等に容易に辿り着けないページのアドレスを伝達することは、令第40条の9における情報提供として適切とはいえないことに留意する必要がある。

省令

○厚生労働省令第九十二号  
毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）第四十条の九第四項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
令和四年六月三日  
厚生労働大臣 後藤 茂之

| 改正後                                                                                                                                                                                                                 | 改正前                                                                                                                                                          |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第十三条の十一 令第四十条の九第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による情報の提供は、次の各号のいずれかに該当する方法により、邦文で行わなければならない。<br>一（略）<br>二 磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体の交付、電子メールの送信又は当該情報が記載されたホームページのホームページアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）及び当該ホームページの閲覧を求める旨の伝達 | 第十三条の十一 令第四十条の九第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による情報の提供は、次の各号のいずれかに該当する方法により、邦文で行わなければならない。<br>一（略）<br>二 磁気ディスクの交付その他の方法であつて、当該方法により情報を提供することについて譲受人が承諾したものと |

附則  
この省令は、公布の日から施行する。

告示

○国家公安委員会告示第二十九号  
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条の五第一項の規定により適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人福島県暴力追放運動推進センターから代表者変更の届出があつたので、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第十五条の六第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。  
令和四年六月三日  
国家公安委員会委員長 二之湯 智

一 公益財団法人福島県暴力追放運動推進センターの代表者の氏名  
（一）変更前の代表者の氏名 齋藤 裕司  
（二）変更後の代表者の氏名 菅野 紀之  
二 変更を行った年月日 令和四年四月十一日  
○国家公安委員会告示第三十号  
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条の五第一項の規定により適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人暴力団追放沖縄県民会議から代表者変更の届出があつたので、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第十五条の六第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。  
令和四年六月三日  
国家公安委員会委員長 二之湯 智

一 公益財団法人暴力団追放沖縄県民会議の代表者の氏名  
（一）変更前の代表者の氏名 宮城 正明  
（二）変更後の代表者の氏名 大里 英男  
二 変更を行った年月日 令和四年三月三十一日  
○金融庁告示第三十二号  
金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二條第二項及び第四十二條の二第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正する。  
令和四年六月三日  
金融庁長官 中島 淳一

| 改正後                                                                                                                                                    | 改正前                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 第一条（金融商品取引業者等）<br>二項及び第四十二條の二第二項の金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者、特例業務届出者及び海外投資家等特例業務届出者は、次に掲げる者とする。<br>「一」百十七 略<br>百十八 スミセイ・アセット・マネジメン ト株式会社<br>百十九 百二十 略 | 第一条（金融商品取引業者等）<br>「同上」 |

備考 表中の「」の記載は注記である。  
○厚生労働省告示第九十四号  
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第四條第五項第三号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四條第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品（平成二十六年厚生労働省告示第二百五十五号）の一部を次の表のように改正する。  
令和四年六月三日  
厚生労働大臣 後藤 茂之  
（傍線部分は改正部分）

| 改正後                                                                                                                                                     | 改正前                                                                                                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第四條第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品は、次に掲げる医薬品とする。<br>一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四條第五項第三号イ又はロに掲げる医薬品で | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第四條第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品は、次に掲げる医薬品とする。<br>一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四條第五項第三号イ又はロに掲げる医薬品で |

